

グローバル資本主義に対抗する

金融への国際的規制を切り口にして

2009年11月15日

金子 文夫

[論点] 現代世界恐慌の歴史的な位置 - 金融規制・制度改革の射程
提言・改良型運動と徹底批判・最大限綱領主義との連携
グローバル資本主義と東アジア共同体との関係

金融資本主義の破綻 - 実態と評価

1 リーマンショック以後のグローバル資本主義

(1) 経済諸指標の変動 (不況からの回復過程なのか?)

・株式市場：暴落から回復へ < >

主要市場時価総額：46兆ドル 28.7兆ドル 44.8兆ドル

V字形回復か？ ミニバブルか？ (商品市場に投機マネー < >

第二次暴落はあるか：1929年10月から3週間で35%暴落、半年かけて回復

1930年から32年にかけて90%暴落、54年に元の水準に回復

・経済成長率：マイナスからプラスへ < >

・緩やかな回復か、停滞か、一層の後退か？

・失業率：厳しい状況の継続 < 米、日 >

・通貨増発によるミニバブル、エコポイントなどの一次的効果

実体経済の回復は困難 - 失業率悪化、不動産価格下落、消費不振

(2) アメリカ資本主義の没落

・主力企業の国家管理 - GM、AIG

・金融大手への公的資金投入 - シティグループ、バンク・オブ・アメリカ
不良債権の増加 < >

・地方金融機関の破綻 - 2009年10月までに115行

・失業の増大 < >

・財政赤字の急増 - 1.4兆ドル、GDP比10%超、戦後最悪 < >

・連銀の資産内容の悪化 - 情報非開示

・長期金利上昇、国債消化不安

・ドル暴落の兆候 世界大恐慌へ

2 世界金融危機 (グローバル恐慌) の評価

(1) 新自由主義論 - 10年に1度の危機

投機マネーの暴走、適度の規制・監督の必要

(2) 修正資本主義論 - 30~50年に1度、100年に1度の危機

20世紀資本主義（アメリカ型資本主義）の終焉、多極化する世界
過剰資本、過剰蓄積、過剰資金、過剰生産、過剰消費の限界（先進国）
健全な資本主義、生産と消費の新しいモデルの必要
グローバル・ガバナンスの必要

- (3) 脱「資本主義」論 - 16世紀以降の資本主義世界システムの地殻変動
利潤追求の資本主義に代わる社会システムの模索

国際的金融規制

1 G20金融サミット

(1) G20の定例化

- ・2008年11月ワシントン 2009年4月ロンドン 9月ピッツバーグ
2010年6月カナダ 11月韓国 2011年フランス
- ・G8からG20へ - 覇権の移動（移動を巡る抗争）
- ・主要国の協調体制 - 保護主義（ブロック化）の回避、不均衡是正

(2) 対応策の3層構造（成長・規制・改革）

財政出動・金融緩和（恐慌回避）

- ・財政資金（公的資金）による救済投融资
財政破綻危機 < >
- ・超低金利政策、中央銀行による企業金融（CP、社債の買取り）
中央銀行に不良債権、資金過剰 商品投機

金融規制（再発防止）

- ・金融機関規制 - 自己資本比率の見直し、バーゼル < >
役員報酬の制限 - 過度のリスク・テイクの抑制
世界的金融機関の監視 - 危機管理計画の策定
ヘッジファンドの監視 - 認可制、報告義務
信用格付け会社の監視 - 登録制、監督規定
- ・金融市場規制 - 店頭デリバティブ市場の規制 - 契約・決済情報の集中管理
証券化市場の規制 - 組成者にリスク負担
レバレッジの規制 -
金融セクターのシステム維持負担（金融機関課税？）
- ・タックスヘイブン規制 - 情報開示、脱税監視、対抗措置
違法な資金フローの取締り

国際金融システムの改革

- ・金融安定化フォーラム（FSF） 金融安定化理事会（FSB）
参加国の増加、監視機能の強化
- ・IMFの強化
資金基盤の強化 - 3倍化、5000億ドル
拠出比率の変更 - 新興国・途上国比率5%増 < >
ガバナンスの改革 - 理事会、代表権等

機能の強化 - 融資制度改革、監視機能の創出

- ・世界銀行の強化

資金基盤の強化 -

拠出比率の変更 - 新興国・途上国比率 3 % 増

ガバナンスの改革

機能の強化 - 気候変動：クリーン・エネルギー・プログラム

食料安全保障イニシアティブ

実施状況、実効性はどうか？

2 国連 = G 1 9 2

(1) スティグリッツ委員会

- ・ 2008 年 10 月：デスコト国連総会議長のもとに国際通貨金融システムの改革に関する専門化委員会（スティグリッツ委員長）設置
- ・ 2009 年 3 月：報告書公表
- ・ 2009 年 6 月：世界金融危機と開発への影響に関する国連会議、成果文書採択

(2) 提言の内容

- ・ 国連にグローバル経済理事会設置 - G 2 0 批判
- ・ 新しいグローバル準備制度（拡大 S D R ） - ドル基軸制からの脱却
- ・ 国際金融機関のガバナンス改革 - 透明化、民主化
- ・ 革新的な資金調達メカニズム
新しい S D R
グローバルな天然資源オークションからの収入（海洋漁業権、排出権）
国際税（炭素税、金融取引税）

(3) C S O (N G O) の結集：UN-NGLS

- ・ Oxfam International, Action Aid, Jubilee South, Third World Network, Eurodad, Institute for Policy Studies, Halifax Initiative, Tax Justice Network, Bretton Woods Project
- ・ ITUC, TUAC

3 通貨取引税論争

(1) 通貨取引税構想

- トービン税 - 外国為替市場の一定の規制
- 通貨取引税（トービン・シュパーン税） - 2 段階課税
- 国際連帯税：通貨取引開発税 - 税収目的、超低税率（規制ではない）
フランス中心にリーディンググループ結成
- 金融取引税 - すべての金融商品への課税

(2) 税収から規制へ

- ・ 2004 ~ 2008 通貨取引開発税が主流
- ・ リーマンショック以降 - 規制面への注目

2009年8月29日 ターナー英FSA（金融サービス機構）会長発言

- 膨れ上がった金融セクターに課税の必要
- トービン税も考慮する

9月 独外相・財務相 -金融危機対策の財源と投機抑制のために
0.05%の国際金融取引税を提案

- メルケル独首相 -国際金融取引税に賛同
- サルコジ仏大統領 -トービン税を支持
- 報道 -G20でトービン税協議の見通し

9月25日 G20首脳声明「IMFに対して、金融セクターがシステムリスク
にいかなる負担をするのか選択肢を報告するよう指示」

10月5日 スティグリッツ 金融セクターに投機抑制の課税をすべき
税収は貧困国の支援に

10月22日 リーディンググループ「開発のための国際金融取引に関するタスク
フォース」発足 実行可能な提案

・三つの手法の併存

規制に重点 - 1%の課税、税収は金融安定化の資金（スティグリッツ）

資金調達に重点 - 0.05%の課税、税収はMDGの資金（独仏）

保険金方式 - 金融機関がIMFの金融安定化基金に拠出、IMFが最後の貸し手として
金融危機に備える（英米？）

・IMFと英米連合

G20のIMFへの指示に対し、小規模な保険金方式への矮小化を画策

(3) 通貨取引税をめぐるNGO間の論争

ENOFAD (European Network on Finance and Development)

・リーディンググループに提言、Stamp Out Poverty, WEED

・オバマの金融救済策、EU議会、リーディンググループ、独仏首脳、英FSAなどの
動向を評価 - 通貨取引税導入の機は熟したと主張

・FTTはトービン税ではない - 金融商品取引に課税、一部地域での実施可能

・規制か税収かという2項対立ではなく、過剰な投機資金を抑制し、金融安定化、と税
収の二つを同時に達成 - 税率は0.1~0.5%、年間3000~7000億ドル

・税収の用途 - 主要通貨発行国の危機対策、国連基金、貧困・気候変動対策
民主主義的プロセスの必要

・G20のIMFへの指示を矮小化させない活動

ATTAC

・G20は茶番だ（実現しない提案をふりかざす）

・G20を世界政府、IMFを世界中央銀行にしてはならない G192へ移行を

・金融セクターは過去の利益を危機克服にかかる費用にあてなければならない

・独仏提案は真のトービン税ではない - 0.005%でなく、0.5~1%は必要

・通貨取引税は金融資本主義規制の入口にすぎない - グローバル税、資本移動規制、タ
ックスヘイブン廃止、原料投機禁止、公的金融拠点の確保、債務帳消し

H. パトマキ "The Tobin Tax and Global Civil Society Organisations:
The Aftermath of the 2008-9 Financial Crisis"

* C T T 運動の勃興

- ・グローバル金融危機によってC T Tは注目を集めることになった
- ・トービンは金融市場安定化、金融政策の自律性確保のためにC T Tを考案
- ・1997年のアジア通貨危機を契機に、C T T実現を目指すA T T A C誕生
- ・カナダ、フランス、ベルギー、EUで一定の支持

* C T Tの三つの目的

- ・金融グローバル化の影響 - 食料・資源投機、貧困、失業
- ・利益は個人へ、リスクは社会へという不公正
- ・三つの目的 - (1) 金融市場の安定化、(2) グローバル公共財の財源創出
(3) 金融市場の民主主義的管理
- ・欧州の提案には(1)または(2)があるだけで (3)が欠如

* アジア通貨危機以後

- ・新自由主義・ワシントンコンセンサスがアジアに浸透
- ・オルタ・グローバリゼーション運動、C T T運動の成立
- ・2004年、C T T運動の分裂 - 資金調達優先か、新自由主義への対抗か

* ルーラ・シラク報告 vs C T T 条約草案

- ・ブラジル・フランス提案 - 市場を歪めないC T T、一部の国でも実施可能
国内税に後退、O D Aの別形態
- ・グローバルC T T条約草案 - A T T A C、W S Fの系統
グローバル金融市場は非民主的で不安定なもの、C T Tは資金移動を規制、民主的
なグローバル・ガバナンスを実現するC T T O

* 2008-9年のグローバル金融危機

- ・グローバル金融危機のなか、為替相場の急変は生じていない
- ・緩やかなドル離れ、準備通貨の多様化が進行するが、いずれドルの暴落が生じる
かもしれない

* 二つの短期のシナリオ

- ・I M F : 2009年は世界的なマイナス成長だが、2010年は楽観的な見通し
- ・1929年世界恐慌では1932-33年に最悪となったが、今回はどうか
ケース 1)比較的早期の回復
ケース 2)深く長い不況
- ・ケース 1) - 成長率低下がマイナス2 ~ 3%以内で2011年までに回復に向かえば、新
自由主義的「改革」が進行する 投機経済が継続し、2020年頃に大崩壊に至る
- ・ケース 2) - 不況が深刻化すれば、(おそらく、そうはならないだろうが)
a) 近隣窮乏化(保護主義) 為替切下げ競争 資源・市場を囲い込む新帝国主義、軍
備拡張
b) 急進的なグローバル改革運動の高揚 C T T、グローバル税
a と b の相反する潮流の相互作用の結果 かつての帝国主義戦争の道か、グロー

バル社会運動・グローバル政党を通じた公正で民主主義的なグローバル国際機構、
世界政府の道か

* 2008-9 年金融危機後のトービン税

- ・ C T T の 3 つ の 意 義 -
 - 1) 投機的な資金移動の抑制、
 - 2) 突然の通貨暴落の阻止、
 - 3) グローバルな富の再配分
- ・ 2008-9 年の危機は信用収縮であり、C T T では防げなかった
- ・ グローバル金融システムの頂点で変化が生じた
ターナー F S A 会長のトービン税支持発言
E N O F A D : 国際的金融取引税提案 - すべての金融商品、0.05% 課税
- ・ G 2 0 での議論 - I M F に方法の調査・報告を指示
使途は途上国支援、または金融機関救済
誰が徴収し、使途を決定するのか不明
各国政府が主体となれば、国内税
I M F が主体となれば、I M F の権力強化 - 非民主主義的

* 結論

- ・ I F T T はトービンの提案に近い。短期資金移動の抑制、金融市場の安定化、金融政策の自律化に役立つ。その実現は市民社会組織のひとつの勝利だ。
- ・ しかし I F T T はグローバル民主主義（もう一つの世界）への展望を欠いている。
- ・ はたして I F T T はグローバル税なのか、国家主権を超えられるか

国際金融システムの改造

1 ドル基軸通貨システムの動揺

- ・ 中国の提起 - ドルに代わる基軸通貨 (S D R) の必要
- 決済通貨のドル離れを画策
- ・ G 2 0 に至る英独仏の発言 - 新ブレトンウッズ体制へ
- ・ ゼーリック世銀総裁 - ドル基軸通貨体制が存続するとはいえない
- ・ バグステン P I I E (ピーターソン国際経済研究所) 所長
- ドル基軸は米国の国益に沿わない
- ・ 湾岸諸国の原油建値 - ドル離れの噂
- ・ ドル価値がいつまで、どの水準まで維持されるか？
- 金価格の高騰、1100 ドル突破

2 I M F ・世界銀行の改革

- ・ 出資比率・投票権の見直し
I M F - 2011 年までに新興国の出資比率を最低 5 % 増加
世界銀行 - 新興国分を 3 % 拡大
- ・ 幹部人事

米欧優先の慣行を変更できるか？

・国連との関係

G 2 0 - I M F ・世界銀行系列（大国主導）

G 1 9 2 - 国連機関系列（各国対等）

国際金融機関を国連システムに組み込むことができるか？

3 国連の改革

・経済社会理事会の格上げ

グローバル経済理事会 - 安全保証理事会と同等の強制力をもつ機関へ
安保理（5 大国）体制の改革と連動

・グローバル・ガバナンスの機関設立

グローバル金融規制庁、グローバル租税庁

グローバル資本主義と東アジア共同体

1 アジアの経済統合

(1) 多国籍企業を通じた経済統合

(2) 金融市場統合、共通決済通貨の創出へ

2 中国の覇権国家化

(1) 中国経済の対外膨張 < >

・ G D P 世界 2 位へ、外貨準備世界 1 位、自動車生産・販売世界 1 位へ

・ 貿易、投資、援助の増加

・ 軍事力の増強

(2) 資源戦略

・ 西へ - 上海協力機構

・ 南へ - A S E A N 浸透 < > - ラオス、ミャンマー、マレーシア

・ アフリカ、中南米へ

(3) 東アジア共同体の中華帝国化

日本の位置は？

何が必要か

1 市場原理主義の批判

* A T T A C フランスの提案

・ グローバル課税

・ タックスヘイブンの廃止

・ 銀行規制 - 証券化、相対取引の禁止

・ 先物市場の廃止

・ 世界単一の会社登記簿の創設

・ 公的開発援助とグローバル課税の結合

- ・超国家的協力・手続・機関の創設

2 連帯経済の推進

- ・生産面 - ワーカーズ・コレクティブ、社会的企業
- ・流通・金融面 - フェアトレード、マイクロ・クレジット、NPOバンク、地域通貨
- ・市場経済との関係 - 併存か、競合か、相互浸透か？

3 政治思想の革新 - 新自由主義の危機と反新自由主義運動の転換点 < 市田良彦 >

- ・社会主義への幻滅とアナーキズムの台頭
- ・フランス・反資本主義新党（トロツキズム） - アナーキズム批判
- ・ヨーロッパ・エコロジー - アナーキズムと反資本主義の両面批判

4 国境を超えた運動体のネットワーク形成

- ・多様な主体、多角的・重層的ネットワークと連携